

第66回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

第66期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 事業報告	
会社の株式に関する事項	1頁
新株予約権等に関する事項	3頁
会計監査人の状況	4頁
業務の適正を確保するための 体制等の整備についての決議の内容の概要	5頁
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	8頁
株式会社の支配に関する基本方針に関する事項	8頁
2. 連結計算書類	
連結貸借対照表	10頁
連結損益計算書	11頁
連結株主資本等変動計算書	12頁
連結注記表	13頁
3. 計算書類	
貸借対照表	25頁
損益計算書	26頁
株主資本等変動計算書	27頁
個別注記表	28頁
4. 監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査報告	38頁
計算書類に係る会計監査報告	40頁
監査等委員会の監査報告	42頁

1. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 110,000,000株

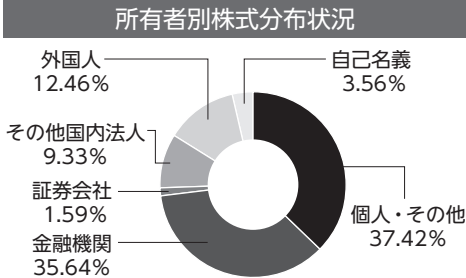
(2) 発行済株式の総数 27,911,900株
(自己株式 994,022株を含む)

(3) 株主数 12,269名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,442,700株	16.50%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,266,791	8.42
光通信株式会社	1,447,600	5.38
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000	5.28
アイティフォー社員持株会	997,400	3.71
K I A F U N D 136	628,279	2.33
明治安田生命保険相互会社	551,400	2.05
株式会社横浜銀行	500,000	1.86
村上英志	361,000	1.34
STICHTING DEPOSITARY ASCENDER GLOBAL VALUE FUND	349,727	1.30

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口）の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は自己株式994,022株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 自己株式には、取締役向け株式交付信託および従業員向け交付信託（RS信託）の信託財産として、上記株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式483,791株は含んでおりません。なお、その議決権行使の指図者は当社および当社役員から独立した第三者であります。



(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2024年11月12日および2025年3月3日開催の取締役会決議に基づき、2024年12月4日から2025年2月28日および2025年3月5日から2025年3月21日までの取得期間において自己株式の取得を実施しました。同期間中に取得した株式の総数は670,900株、取得価格の総額は931,637千円であります。

②自己株式の消却

当社は、2025年3月24日開催の取締役会において会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を決議し、2025年3月31日に700,000株の消却を実施しました。消却後の発行済株式の総数は27,911,900株です。

③当社取締役を対象に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2021年5月13日開催の取締役会の決議および2021年6月18日開催の第62回定時株主総会の決議に基づき、当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役を対象として自社の株式を交付する制度であるインセンティブ・プラン「取締役向け株式交付信託制度」を採用しております。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託口）の2025年3月31日現在の保有株式数は、181,401株です。

④従業員を対象に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2024年11月12日開催の取締役会の決議に基づき、従業員に対する福利厚生制度を拡充させリテンションを図るとともに、10年ビジョンである「HIGH FIVE 2033」の実現に向けて、従業員の当社業績や株価上昇への意識を高め、オーナーシップと経営参画意識を醸成し、経営と従業員が一体となって取り組んでいくことにより、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上につなげることを目的として、従業員を対象として自社の株式を交付する制度であるインセンティブ・プラン「従業員に対する株式報酬制度（RS信託）」を採用しております。なお、株式会社日本カストディ銀行（信託口）の2025年3月31日現在の保有株式数は、302,390株です。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人、子会社役員および使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額 (注)	37,500千円
当社および当社子会社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	37,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置および監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は当社および子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会および監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ③ コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社および各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存および管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程および職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社および子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ② 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および子会社の経営等に関する重要事項については、法令および定款の定めに従い、原則毎月1回および必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
- ③ 取締役（監査等委員である者を除く。）は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
- ② 子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導および監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を行う。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事（異動、評価、懲戒等）については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。
- ③ 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社および子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社および各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役（監査等委員である者を除く。）は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要であるか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられることがないように取り計らう。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができる。資料等の閲覧も自由に行うことができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保するものとする。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

主な会議の開催状況は、取締役会は22回、監査等委員会は20回、業務執行委員会は22回開催いたしました。その他、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会は6回開催いたしました。

各取締役は、取締役会において各議案の審議や報告を通じて取締役の職務執行を監督するとともに執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮監督下、各自の権限と責任の範囲で職務を執行し、業務執行委員会に適宜報告を行っております。

監査等委員である取締役は取締役会および業務執行委員会等の重要な会議に出席して会社の状況を把握するとともに内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人（子会社含む）の職務の執行状況を監査しております。

内部監査室は、当社および子会社の内部統制システムの整備・運用状況について計画的にモニタリングを実施し、当社代表取締役社長および当社取締役会に報告を行っております。新たな対応が必要となった事項については、是正処置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

子会社については、当社の取締役または執行役員が兼務役員として子会社の取締役会に出席し事業の進捗報告を受けるほか、子会社の業務の適正を確保するための情報共有、指導および支援を行っており、各社の業態やリスクの特性に応じたリスク管理を実施しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

（1）基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、長期にわたり安定して培ってきた信頼や技術力を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることができる者が取締役に就任し、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定に携わることが、当社および当社株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する特定の者またはグループによる大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は、当社株式を保有する株主の皆様へ委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な手段を講じることにより、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが必要であると考えます。

(2) 基本方針の実現のための取組みの内容

① 経営理念の改訂、パーパスの策定

当社は、49年目の創業記念日である 2021年12月2日より、新しい経営理念「『寄り添うチカラ』で人々の感動と笑顔を生み出す」とパーパス（存在意義）「地方創生による社会貢献を通してすべての人や企業にサプライズを提供し、持続的な未来の発展に貢献します」の適用を開始し、これまで培ってきたシステム（IT）と業務（BPO）のノウハウを通じて広く社会に有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しています。

② 中期経営計画「FLY ON 2026」の遂行

2024年度から2026年度の3カ年を対象とした第4次中期経営計画「FLY ON 2026」では、既存事業を力強く発展させ、新規事業で飛躍的に成長するというテーマを掲げ、売上高280億円、営業利益48億円、ROE・ROIC15%以上を目指しております。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の透明・公正な経営体制を構築し、迅速・果断な意思決定に基づく効率的な業務執行を推進していき、また適時適切な情報開示を実施することによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し、当社グループの企業価値を永続的に向上させることが企業経営の要であると考えます。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見などを表明・開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じることといたします。

なお、取締役会の意見などの表明・開示にあたっては、その内容の客観性・透明性を確保するため、独立性が担保された社外取締役で構成する特別委員会を設置し、取締役会として意見を諮問するとともに、取締役会は本委員会の答申内容を最大限尊重するものといたします。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断

上記(2)および(3)に記載の取組みは企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる取組みであり、上記(1)の基本方針に沿うものであります。また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	18,460,447	流 動 負 債	4,512,250
現 金 及 び 預 金	5,037,547	買 掛 金	1,241,287
受取手形、売掛金及び契約資産	4,742,770	未 払 法 人 税 等	524,764
有 価 証 券	7,694,996	賞 与 引 当 金	614,229
棚 卸 資 産	629,479	契 約 負 債	827,693
そ の 他	355,654	そ の 他	1,304,275
固 定 資 産	5,492,026	固 定 負 債	395,617
有 形 固 定 資 産	902,424	退職給付に係る負債	217,550
建 物 及 び 構 築 物	456,253	株 式 給 付 引 当 金	173,789
機械装置及び運搬具	14,898	長 期 未 払 金	4,278
土 地	169,145		
建 設 仮 勘 定	26,540	負 債 合 計	4,907,868
そ の 他	235,587	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	466,010	株 主 資 本	18,124,414
そ の 他	466,010	資 本 金	1,124,669
投資その他の資産	4,123,592	資 本 剰 余 金	1,221,189
投 資 有 価 証 券	2,997,342	利 益 剰 余 金	17,392,253
繰 延 税 金 資 産	310,530	自 己 株 式	△1,613,696
そ の 他	815,719	その他の包括利益累計額	920,191
		その他有価証券評価差額金	929,653
		退職給付に係る調整累計額	△9,462
		純 資 産 合 計	19,044,606
資 産 合 計	23,952,474	負 債 及 び 純 資 産 合 計	23,952,474

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2024年4月1日)
(至2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,552,254
売上原価	12,681,836
売上総利益	7,870,417
販売費及び一般管理費	4,337,541
営業利益	3,532,875
営業外収益	
受取利息	19,844
受取配当金	77,054
投資有価証券売却益	15,811
持分法による投資利益	12,995
雑収入	30,361
営業外費用	
支払手数料	8,251
固定資産除却損	5,236
為替差損	5,950
雑損失	1,450
経常利益	3,668,054
特別利益	
新株予約権戻入益	3,588
税金等調整前当期純利益	3,671,642
法人税、住民税及び事業税	962,134
法人税等調整額	△204,828
当期純利益	2,914,336
親会社株主に帰属する当期純利益	2,914,336

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日)
(至2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	16,798,657	△1,261,612	17,882,902
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,768,747		△1,768,747
親会社株主に帰属する当期純利益			2,914,336		2,914,336
自 己 株 式 の 取 得				△1,434,299	△1,434,299
自 己 株 式 の 処 分		162,882		367,340	530,222
自 己 株 式 の 消 却		△714,875		714,875	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		551,992	△551,992		—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	593,596	△352,084	241,511
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	17,392,253	△1,613,696	18,124,414

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	952,183	2	△5,046	947,139	6,622	18,836,664
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,768,747
親会社株主に帰属する当期純利益						2,914,336
自 己 株 式 の 取 得						△1,434,299
自 己 株 式 の 処 分						530,222
自 己 株 式 の 消 却						—
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△22,529	△2	△4,415	△26,947	△6,622	△33,570
連結会計年度中の変動額合計	△22,529	△2	△4,415	△26,947	△6,622	207,941
当 期 末 残 高	929,653	—	△9,462	920,191	—	19,044,606

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

5 社

連結子会社の名称

株式会社アイ・シー・アール

株式会社シー・ヴィ・シー

株式会社イーブ

株式会社シディ

株式会社アイティフォー・ベックス

当連結会計年度において、株式会社アイティフォー・ベックスを設立したため連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数

1 社

会社の名称

株式会社アイセル

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ハ) デリバティブ取引 時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については定額法) によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(ロ) 無形固定資産
市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間 (3年以内) における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(ハ) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役 (監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く) および従業員向け株式交付規程に基づく従業員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末の株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る負債の計上基準

(イ) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年～１０年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

(イ) 収益および費用の計上基準

システム開発・販売セグメント

主にシステム機器販売、受注制作のソフトウェアに係る開発案件のサービスを提供しております。

受注制作のソフトウェアに係る開発案件に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗率に基づき収益を認識しております。進捗率の測定は、期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。

システム機器販売に係る収益については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

リカーリングセグメント

主にソフトウェア保守、ハードウェアの保守・運用、クラウド、ＢＰＯサービスを提供しております。

これらの収益については、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(ロ) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の評価を行っております。

なお、為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、発生年度より、その効果の及ぶ年数を実質的判断により見積り、その見積年数に基づく定額法により償却しております。

(8) 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取り扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(9) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めておりました「為替差損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

受取手形	227,090千円
売掛金	3,992,773千円
契約資産	522,906千円
有形固定資産の減価償却累計額	1,695,201千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	28,611,900株	一株	700,000株	27,911,900株

(注) 普通株式の株式数の減少700,000株は自己株式の消却によるものです。

2. 自己株式の種類および数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	1,547,498株	1,030,905株	1,088,095株	1,490,308株

(注) 1. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、取締役および従業員向け株式交付信託が保有する当社株式483,791株が含まれております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、自己株式の買付1,030,895株、単元未満株式の買取請求10株です。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却700,000株、取締役および従業員向け株式交付信託による自己株式の処分359,995株、ストックオプションの行使による自己株式の処分28,100株です。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年5月9日 取 締 役 会	普通株式	1,088,027千円	40円00銭	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月12日 取 締 役 会	普通株式	680,719千円	25円00銭	2024年9月30日	2024年12月2日

(注) 1. 2024年5月9日開催の取締役会決議による配当金の総額には取締役向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金4,951千円が含まれております。

2. 2024年11月12日開催の取締役会決議による配当金の総額には取締役向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3,094千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2025年5月13日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	672,946千円	25円00銭	2025年3月31日	2025年6月23日

(注) 配当金の総額には取締役および従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金12,094千円が含まれております。

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

特記すべき事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金および債券での運用を原則としており、債券での運用にあたっては、格付機関による格付を参考に安全性が高いと判断したもののみを対象としています。

また、資金調達においては、銀行等からの借入によらず、運転資金および投資資金ともに自己資金で賄うことを基本としています。なお、一時的な資金需要の増加に備えるため、銀行との間でコミットメントライン契約を結んでいます。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために為替予約を行い、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクにつきましては、与信管理規程に基づき、顧客ごとの残高管理、期日管理等を行うとともに、定期的に顧客の信用状況を調査しています。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則として1年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、毎月資金繰り計画を作成し管理しています。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（先物為替予約）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替取引です。その取引については、業務執行委員会で承認を得た取引方針や社内規程に従い、経理部で取引を行い、取引の都度管理本部長に取引内容の報告を行うとともに、月次の取引実績および取引残高について業務執行委員会に報告を行っております。なお、ヘッジ会計に関する、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	7,694,996	7,693,570	△1,426
その他有価証券	2,359,951	2,359,951	—

（※）市場価格のない株式等は非上場株式であり、連結貸借対照表計上額は637,390千円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,270,716	—	—	2,270,716
投資信託	—	89,235	—	89,235

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 その他	—	7,693,570	—	7,693,570

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。投資信託は取引金融機関から提示された基準価格を用いて評価しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

その他の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 720円80銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 108円09銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 連結子会社の吸収合併

当社は、2025年1月21日開催の取締役会において2025年4月1日を合併効力発生日として当社の完全子会社である株式会社アイティフォー・ベックス（以下、「ベックス」という）を存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社アイ・シー・アール（以下、「ICR」という）を消滅会社とする吸収合併（簡易合併）を行うことについて決議いたしました。この決議に基づいて、2025年4月1日付で吸収合併をしております。

(1) 吸収合併の目的

当社グループは、地方創生による社会貢献を通して持続可能な未来の発展に貢献すべく、地域金融機関へのソリューション提供をはじめ、地方自治体へのシステム・BPO（業務受託）事業への展開など地域社会におけるDX化支援に注力しております。

両社は、それぞれが地方自治体等へのBPO事業を行っており、本合併により、グループ内での連携強化が進むことで、より戦略的かつ迅速に、地域の皆さまの暮らしを支える地方自治体等への支援を強化し、貢献することができると判断いたしました。

今後のグループ経営における効率化を図り、当社グループの更なる企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 合併の日程

合併契約締結	2025年1月28日
合併契約承認株主総会	2025年3月18日
合併期日（効力発生日）	2025年4月1日

(注) ベックスにおいては、本合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、合併契約承認に関する株主総会は開催いたしません。

(3) 吸収合併の方式

ベックスを存続会社とする吸収合併方式で、ICRは解散いたします。

(4) 吸収合併に係る割り当ての内容

本合併における新株式の発行および金銭等の割り当てはありません。

(5) 消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

(6) 実施予定の会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針 第10号 2024年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりです。

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	システム開発・販売	リカーリング	
一時点で移転される財	8,729,365	—	8,729,365
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,795,131	9,027,757	11,822,888
合計	11,524,496	9,027,757	20,552,254

各セグメントの収益の分解情報とセグメント情報に記載した「外部顧客への売上高」との関係は以下のとおりです。なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等です。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	システム開発・販売	リカーリング	
顧客との契約から生じる収益	11,524,496	9,027,757	20,552,254
その他への収益	—	—	—
外部顧客への売上高	11,524,496	9,027,757	20,552,254

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する注記」の「収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約資産(期首残高)	601,887
契約資産(期末残高)	522,906
契約負債(期首残高)	1,017,321
契約負債(期末残高)	827,693

契約資産は、ソフトウェア開発に関して進捗率に基づき収益認識する契約および原価回収基準の適用を受ける契約について期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該ソフトウェア開発に関して進捗率に基づき収益認識する契約および原価回収基準の適用を受ける契約について、契約内容に従い請求し回収時期に受領しております。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、964,030千円です。

また、当連結会計年度において、契約資産が78,981千円減少した主な理由は、一定期間にわたり充足される履行義務の減少であり、契約負債が189,628千円減少した主な理由は、決済端末やシステム、保守・ソフトライセンス契約等の減少です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	システム開発・販売	リカーリング	
1年以内	5,169,729	6,489,964	11,659,694
1年超2年以内	242,077	2,095,967	2,338,045
2年超3年以内	583,886	1,159,323	1,743,210
3年超	613	553,870	554,484
合計	5,996,306	10,299,127	16,295,434

(その他の注記)

研究開発費の総額 247,943千円

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,283,032	流動負債	4,089,827
現金及び預金	3,184,801	買掛金	1,302,025
受取手形	227,090	未払金	472,287
売掛資産	3,518,149	未払費用	303,995
契約投資資産	522,906	未払法人税等	453,782
有価証券	63,369	未払消費税	142,459
商品	7,694,996	契約負債	827,693
仕掛品	403,848	預り金	32,202
貯蔵品	207,458	賞与引当金	555,382
前払費用	10,702		
前払短期貸付金	161,788		
関係会社短期貸入金	148		
未収金の他	70,000		
固定資産	214,492		
有形固定資産	3,279		
建物	6,408,670	固定負債	380,279
構築物	803,179	退職給付引当金	203,912
機械及び装置	434,598	株式給付引当金	172,089
工具、器具及び備品	2,213	長期未払金	4,278
土地	14,898		
建設仮勘定	176,410		
無形固定資産	149,565	負債合計	4,470,107
商標権	25,492	(純資産の部)	
ソフトウェア	404,395	株主資本	17,292,863
ソフトウェア仮勘定	442	資本剰余金	1,124,669
その他の資産	315,227	資本準備金	1,221,189
投資有価証券	81,145	利益剰余金	1,221,189
関係会社株	7,579	利益準備金	16,554,806
長期貸付金	5,201,095	利益準備金	94,356
関係会社長期貸付金	2,844,330	その他利益剰余金	16,460,449
長期前払費用	1,298,392	別途積立金	5,512,500
長期前払費用	803	繰越利益剰余金	10,947,949
繰延税金資産	6,000	自己株式	△1,607,800
敷金及び保証金	110,209	評価・換算差額等	928,732
保険積立金	50,000	その他有価証券評価差額金	928,732
その他金	291,635		
貸倒引当金	456,688		
	102,644		
	40,458		
	△68		
資産合計	22,691,702	純資産合計	18,221,595
		負債及び純資産合計	22,691,702

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2024年4月1日)
(至2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		18,012,513
売 上 原 価		11,233,983
売 上 総 利 益		6,778,530
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,554,806
営 業 利 益		3,223,723
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,567	
有 価 証 券 利 息	18,187	
受 取 配 当 金	76,900	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,811	
雑 収 入	41,104	153,572
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	8,130	
固 定 資 産 除 却 損	4,349	
為 替 差 損	5,950	
雑 損 失	1,264	19,694
経 常 利 益		3,357,601
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	3,588	3,588
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	153,571	153,571
税 引 前 当 期 純 利 益		3,207,618
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	858,982	
法 人 税 等 調 整 額	△223,043	635,938
当 期 純 利 益		2,571,679

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日)
(至2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
			別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	－	1,221,189	94,356	5,512,500	10,697,010	16,303,866
当事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△1,768,747	△1,768,747
当 期 純 利 益							2,571,679	2,571,679
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			162,882	162,882				－
自 己 株 式 の 消 却			△714,875	△714,875				－
利益剰余金から資本剰余金への振替			551,992	551,992			△551,992	△551,992
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	－	250,939	250,939
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	－	1,221,189	94,356	5,512,500	10,947,949	16,554,806

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,255,716	17,394,008	950,588	2	950,590	6,622	18,351,221
当事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		△1,768,747					△1,768,747
当 期 純 利 益		2,571,679					2,571,679
自 己 株 式 の 取 得	△1,434,299	△1,434,299					△1,434,299
自 己 株 式 の 処 分	367,340	530,222					530,222
自 己 株 式 の 消 却	714,875	－					－
利益剰余金から資本剰余金への振替		－					－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△21,855	△2	△21,858	△6,622	△28,481
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△352,084	△101,144	△21,855	△2	△21,858	△6,622	△129,625
当 期 末 残 高	△1,607,800	17,292,863	928,732	－	928,732	－	18,221,595

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については定額法）によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役(監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く)および従業員向け株式交付規程に基づく従業員への当社株式または金銭の給付に備えるため、当事業年度末の株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益および費用の計上基準

(1) 収益および費用の計上基準

(イ) システム開発・販売セグメント

主にシステム機器販売、受注制作のソフトウェアに係る開発案件のサービスを提供しております。

受注制作のソフトウェアに係る開発案件に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗率に基づき収益を認識しております。進捗率の測定は、期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。

システム機器販売に係る収益については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(ロ) リカーリングセグメント

主にソフトウェア保守、ハードウェアの保守・運用、クラウド、BPOサービスを提供しております。

これらの収益については、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金
	外貨建未払金
	外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「為替リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

なお、為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

7. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

8. 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,502,319千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	225,271千円
長期金銭債権	6,000千円
短期金銭債務	102,623千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	43,204千円
売上原価	628,567千円
販売費及び一般管理費	354千円
営業取引以外の取引高	61,246千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,535,003株	1,030,905株	1,088,095株	1,477,813株

- (注) 1. 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数には、取締役および従業員向け株式交付信託が保有する当社株式483,791株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、自己株式の買付1,030,895株、単元未満株式の買取請求10株です。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却700,000株、取締役および従業員向け株式交付信託による自己株式の処分359,995株、ストックオプションの行使による自己株式の処分28,100株です。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

未払事業税	34,359千円
会員権評価損	11,260千円
事業用土地評価損	87,115千円
賞与引当金	170,057千円
退職給付引当金	64,183千円
長期未払金	1,348千円
投資有価証券評価損	59,530千円
関係会社株式評価損	72,318千円
減価償却超過額	13,385千円
株式給付引当金	53,526千円
その他	62,508千円
繰延税金資産合計	629,594千円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金	△337,958千円
繰延税金負債合計	△337,958千円
繰延税金資産純額	291,635千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社および関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
子会社	(株)アイティフォー・ベックス	所有 直接100.0%	役員の兼任 売 上 先 業務受委託 事務所賃貸	売上 (注1)	6,022千円	売 掛 金	2,704千円
				出向負担金の 受取 (注1)	56,501千円	未 収 入 金	8,566千円
				管理業務受託 (注1)	4,000千円	未 収 入 金	4,400千円
				営業業務受託 (注1)	114,375千円	未 収 入 金	125,812千円
				賃借料の受取 (注1)	1,672千円	未 収 入 金	357千円
	(株)アイ・シー・アール	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の援助 売 上 先 業務受委託	売上 (注1)	17,116千円	売 掛 金	8,265千円
				出向負担金の 受取 (注1)	19,200千円	未 収 入 金	1,600千円
				管理業務受託 (注1)	3,600千円	未 収 入 金	330千円
				出向負担金の 支払 (注1)	129,995千円	未 払 金	－
				業務委託 (注1)	131,686千円		
				貸付金の回収 (注2)	12,000千円	関係会社長期貸付金	6,000千円
				利息の受取 (注2)	143千円	その他流動資産	23千円
	(株)シー・ヴィ・シー	所有 直接100.0%	役員の兼任 売 上 先	売上 (注1)	2,122千円	売 掛 金	－
	(株) イ ー ブ	所有 直接100.0%	役員の兼任 売 上 先 外 注 先	売上 (注1)	1,760千円	売 掛 金	313千円
				外注 (注1)	200,438千円	買 掛 金	60,786千円
	(株) シ デ イ	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の援助 売 上 先	売上 (注1)	14,863千円	売 掛 金	231千円
				出向負担金の 受取 (注1)	36,134千円	未 収 入 金	1,953千円
				資金の貸付 (注2)	70,000千円	関係会社短期貸付金	70,000千円
				利息の受取 (注2)	459千円	その他流動資産	459千円
関 連 会 社	(株) ア イ セ ル	所有 直接24.9% 被所有 直接0.2%	役員の兼任 売 上 先 外 注 先	売上 (注1)	1,320千円	売 掛 金	253千円
				外注 (注1)	222,831千円	買 掛 金	41,836千円

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	689円32銭
2. 1株当たり当期純利益	95円34銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(その他の注記)

(企業結合に関する注記)

(連結子会社との簡易吸収分割)

当社は、2024年9月10日開催の取締役会において、2024年11月1日を効力発生日とし、当社が営むＢＰＯ（業務受託）事業を吸収分割により当社の子会社である株式会社アイティフォー・ベックス（以下「アイティフォー・ベックス」という）に対し承継すること（以下「本会社分割」という）を決議し、同日付で本会社分割を実施しました。

(1) 対象となった事業の名称および当該事業の内容

地方自治体等の徴収業務および関連する業務の受託

(2) 企業結合日

2024年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、アイティフォー・ベックスを吸収分割承継会社とする簡易吸収分割

(4) その他取引の概要に関する事項

当社グループは、地方創生による社会貢献を通して持続可能な未来の発展に貢献すべく、地域金融機関へのソリューション提供をはじめ、主に地方自治体へのシステム・ＢＰＯ事業への展開など地域社会におけるＤＸ化支援に注力してまいりました。

今般、当社を分割会社とした会社分割により、子会社であるアイティフォー・ベックスにＢＰＯ事業を承継させることで、従来のＢＰＯ事業の専門性、機動性をより高めることが可能になります。また、グループ内の連携強化が図れ、最適な経営資源の活用が実現します。これにより、今後ますます自治体ＤＸの取り組みが推進される状況下において、より戦略的かつ迅速

に、地域の皆様の暮らしを支える自治体への支援を強化し、貢献することができると判断しました。

(5) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2024年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

研究開発費の総額	188,977千円
----------	-----------

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 正 広
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松浦 俊 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 正 広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松浦 俊 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社アイティフォー 監査等委員会

常勤監査等委員 本 山 昌 人 ㊞

監 査 等 委 員 佐 藤 誠 ㊞

監 査 等 委 員 小 泉 大 輔 ㊞

(注) 監査等委員佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上